

新型コロナの影響を受けている 石川県の事業者のみなさまへ

延長決定！・・・令和3年1月15日まで

石川県経営持続支援金

主な要件	国の持続化給付金を受けた事業者
支援内容	中小企業は50万円 個人事業主は20万円 (国の持続化給付金受給者へ給付)
申請期間	令和2年6月30日～令和3年1月15日 ※国の持続化給付金と同じ申請期限

※変更内容などは裏面参照

申請先

郵送による
申請

〒920-0864 金沢市高岡町12-45ロイヤルシャトー南町A
石川県経営持続支援金・家賃支援給付金事務センター
※封筒の裏面には差出人のご住所・氏名（ご担当者）を記載願います。

オンライン
による申請

<https://ishikawa-shienkin.jp/keieijizoku/>

お問合せ先 石川県事業者支援ワンストップコールセンター

電話：076-225-1920

対応時間：平日9時～18時（9月末まで土・日・祝も対応）

(裏面)

○9月申請の特例について

申請期限が令和3年1月15日まで延長したことから、国の持続化給付金の給付通知書が届いてから、県支援金への申請をお願いします。

※延長決定以前の申請様式に基づく申請も可能です。

○12月以降の申請特例について

令和2年12月1日以降に申請する場合、国の持続化給付金の受給がなくても、国へ持続化給付金の申請をしている事実をもって県支援金の申請をすることができます。申請方法は以下のとおりです。

① 令和3年1月15日（金）までに申請してください。申請に必要な書類は、以下のとおりです。（「9月申請の特例」と同様）

- (1) 石川県経営持続支援金申請書
- (2) 国の持続化給付金のマイページの写し
- (3) 本人確認書類（運転免許証（表面および裏面）、パスポートなど）の写し

※(3)は個人事業主の場合のみ提出

② ①の申請後、国の持続化給付金を受給した場合は、速やかに下記の書類を提出（封筒に「追加書類」と記載）してください。

- (4) 国の持続化給付金の給付通知書（はがき）の写し
- (5) 国の持続化給付金の入金記載された通帳の写しを提出

③ ②の書類の確認ができ次第、お支払い手続きを行います。

お問合せ先 石川県事業者支援ワンストップコールセンター

電話：076-225-1920

対応時間：平日9時～18時（9月末まで土・日・祝も対応）